

第 8 号議案

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程制定の件

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

地方独立行政法人

佐世保市総合医療センター

理事長 澄 川 耕 二

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程

(地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正)

第 1 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（平成 28 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 157.5」を「100 分の 167.5」に、「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の給与改定に準じて、佐世保市特別職の職員の期末手当の支給月数の改定が行われるのに合わせ、役員の賞与月数の改正を行うため提案するものです。